

令和5年第6回

君津市農業委員会議事録

令和5年6月5日（月）

令和5年第6回君津市農業委員会議事録

日 時 令和5年6月5日（月）午後2時00分から午後2時42分

場 所 君津市役所6階 災害対策室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第 6号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第5 議案第 7号から議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第11号から議案第15号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

日程第7 議案第16号 令和5年度第3次農用地利用集積計画について

日程第8 議案第17号 令和5年度農用地利用集積等促進計画案（令和5年6月）について

日程第9 報告第 1号から報告第 6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 7号から報告第 8号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 9号から報告第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

出席委員（13名）

2番 鮎 川 正 幸

3番 水 野 徳 子

4番 小笠原 武 男

5番 笹 本 幸 恵

6番 宇 野 真 弘

7番 神 子 純 一

8番 石橋 定雄
10番 田丸 三郎
12番 江澤 康雄
14番 粕谷 定嗣

9番 真板 徹
11番 鳥海 純次
13番 鈴木 清

欠席委員（なし）

出席した職員

事務局長	永田 聡
主幹	宇佐美 宏
事務局次長	永 一 環
主任主事	江澤 俊 太
経済環境部農政課企画調整係長	奥 倉 康 裕

◎会長挨拶

会 長 皆さん、こんにちは。御苦労さまでございます。

梅雨入り間近ということでございましょうが、本当に毎日が、天候がぐるぐる回っておりまして、温度も、そして、気圧の変化とかあるんでしょうか、私も気をつけなくてはいけないんですが、健康に気をつける時期ではないかなというふうに感じます。我々に残されました委員というものがもうちょっと、総会があともう2回ということになりますけれども、どうか健康に留意されましてその任期を全うしていただきたく、お願いを申し上げる次第でございます。

今日も総会、よろしく願いいたします。

◎諸般の報告

会 長 5月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

5月18日、令和5年度君津地域農林業振興普及協議会総会が君津合同庁舎で開催されまして、私が出席をいたしました。

それと5月26日、君津地区農業委員会連合会の監査が君津合同庁舎で実施され、私が監事として出席をいたしました。

また、同日、令和5年度君津地区農業委員会連合会通常総会が、同じく君津合同庁舎で開催されまして、私と鮎川会長職務代理、事務局長が出席をいたしました。

以上でございます。

それでは、総会に入ります。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は、13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和5年第6回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定をいたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名をいたします。

7番、神子純一委員、9番、真板徹委員の2名にお願いします。

◎議案第1号ないし議案第5号

議 長 日程第3、議案第1号ないし第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第3号につきましては、私に関係する事案が含まれておりますので、初めに、議案第3号を除く議案第1号ないし第2号及び議案第4号ないし第5号について審議をいたします。

事務局の説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第1号について説明します。

郡地先の畑1筆、面積112平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は管理が難しく離農したいため、譲受人は耕作地を拡大したいためです。

許可基準として、譲受人は現在、1,488.91平方メートルの農地を経営しており、農機具は耕運機、草刈り機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われれます。

議案第2号について説明します。

下湯江地先の田1筆、畑1筆、面積477平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は遠方に居住しており管理が難しいため、譲受人は自宅に隣接する農地で家庭菜園を行いたいためです。

許可基準として、譲受人は新規就農者ですが、自宅に隣接する小面積の農地であり、必要なときは地域の農業者にも協力をしてもらえる体制にあるとのこと。農機具は必要時、耕運機を近隣の農業者から借りるとのことです。

農作業従事日数は150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第4号について説明します。

戸崎地先の畑1筆、面積430平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により耕作が難いため、譲受人は家庭菜園を行いたいためです。

許可基準として、譲受人は新規就農者ですが、以前から当該地において野菜を栽培しており、現在も耕作をしております。

農機具は耕運機、草刈り機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われま

議案第5号について説明します。

岩出地先の畑1筆、面積423平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により耕作が難しいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、譲受人は現在、1万1,900平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第1号ないし第2号について、2番、鮎川委員からお願いします。

鮎川委員 2番、鮎川です。

議案1号について説明します。

申請内容については事務局説明のとおりです。

申請場所は別冊1ページを御覧ください。

国道127号線の郡交差点から、図の春日橋方向に進み、春日橋から300メートルほど行った右側が申請地になります。5月30日に譲受人及び譲渡人と現地確認を行いました。申請地は畑として耕作されておりました。既に譲受人が少し前から耕作しているそうです。譲受人はこれから大豆をまいて栽培すると言われておりました。譲渡人は高齢で離農したいということです。

特に問題ないと思われま。御審議よろしくお願ひします。

続きまして、議案2号について説明します。申請内容については事務局説明のとおりです。申請場所は別冊2ページを御覧ください。

下湯江の千葉医療福祉専門学校前の道路を富津方向に進み、左側ファミリーマートを過ぎて、すぐ左側が申請地になります。5月31日に譲受人及び代理人と現地確認を行いました。申請地は譲受人とは別の人が借りて、畑として耕作されておりました。譲受人は新規就農者ですが、現在耕作している人に指導を受け、また機械を借りて耕作するということです。

譲受人は申請地の隣が住まいで、野菜を栽培する計画です。

特に問題ないと思われます。御審議よろしく申し上げます。

議長 続きまして、議案第4号ないし第5号について11番、鳥海委員から申し上げます。鳥海委員 11番、鳥海です。

第4号議案について、現地確認について説明いたします。

詳細はただいま事務局の説明のとおりです。

場所は別冊4ページを御覧ください。

左上、満福寺の前、木更津方面から久留里方面に向かう県道です。左下のほうから向かっているのがJAの虹のホールの前を通る道で、その先のT字路を左折して50メートル行き、また左折して100メートルぐらい行ったところです。

5月27日に譲渡人と譲受人と連絡を取り、現地でお話を伺いました。譲渡人は農業経験がなく、また高齢で何も耕作ができないとのことでした。譲受人はこの場所をもう10年以上前から借りて耕作をしており、現地も何種類もの野菜が栽培されており、雑草もなくきれいに管理されており、今後も家庭菜園をちょっと広げていくということでしたので、全く問題ないと判断いたしました。よろしく申し上げます。

続いて、5号議案について御説明いたします。

詳細はただいま事務局の説明のとおりでございます。

場所は別冊、同じ4ページを御覧ください。

さっき左下のほうから向かっている虹のホールの前を通りの、このT字路、今度は右折して100メートルぐらい行ったところを左折して500メートル行ったところです。6月3日、譲受人と連絡を取り、現地でお話を伺いました。譲渡人は農業の経験もなく農地の維持管理ができないとのこと、ほとんど他人に貸して耕作をしてもらっておりました。それで隣地を耕作していた譲受人は以前より耕作しており、きれいに管理されておりましたので、問題ないと判断いたしましたのでよろしく申し上げます。

議長 ただいま事務局説明、並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議長 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

次に、議案第3号について審議いたします。

この議案は、私が関係する事案が含まれますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をいたします。

議長を鮎川会長職務代理にお願いします。

(石橋定雄議長 退室)

(鮎川正幸会長職務代理 議長席へ)

会長職務代理 それでは、議長を務めさせていただきます。

議案第3号について、事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第3号について説明します。

東栗倉地先の田1筆、面積332平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により耕作が難しいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、譲受人は現在、7,040.01平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラック、ホイールローダー、フォークリフト、土詰め機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

以上です。

会長職務代理 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第3号について、9番、真板委員からお願い

真板委員 9番、真板です。

議案第3号につきまして現地調査の結果を説明させていただきます。

詳細は、先ほど事務局のほうから説明があったとおりでございます。

去る5月28日、15時から譲受人と現地を確認いたしました。なお、譲渡人につきましては、全て委任してあるということでありました。

申請地は別冊3ページを御覧ください。

国道465号線、西栗倉から清和大橋を過ぎまして、栗倉隧道があるんですが、そこを過ぎてから200メートル先を左折して、そこに申請地がございます。この申請地は三十有余年前から、先々代のときからの賃貸をしている土地だということで、施設園芸をするための必要な土地で、堆肥や薫炭、赤土などの育苗培土に必要な資材がそれぞれ仕切られた場所に保管されておりました。譲受人は世代交代による好時期でもあり、譲渡人に売買の話をしたところ、快く契約に応じてくれたというところでございます。

付近に耕作地はなく、本申請による影響はないものと考えますが、御審議のほどよろしく

会長職務代理 ただいま、事務局説明、並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

会長職務代理 質問、意見がありませんので、採決いたします。

会長職務代理 議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

会長職務代理 ありがとうございます。

挙手全員でございます。本案は許可することに決定いたします。

会長職務代理 それでは、議長の任を石橋会長にお返しいたします。

(鮎川正幸会長職務代理 自席へ)

(石橋定雄会長 入室、議長席へ)

◎議案第6号

議長 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第6号につきましては、10番、田丸三郎委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。

(10番 田丸三郎委員 退室)

議長 では、議案第6号について、事務局より説明をお願いします。

永瀧次長 議案第6号について御説明いたします。

議案書の2ページを御覧ください。

賀恵淵地先の田1筆、面積856平米のうち、357平米を農業用施設用地へ転用します。

申請地は都市計画区画外で、農地区分は第1種相当となります。本来、第1種農地では転用が認められませんが、農業用施設、畜産物処理加工施設、農畜産物販売所のほか、地域の農業振興に資する施設に供する場合、周辺の他の土地で代替が不可能と認められるもの限り認められるものです。計画ではビニールハウスや育苗作業に必要とする農作業スペースを確保したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。用水は隣接する自宅から自家水道を引き込み、育苗のためのかん水施設であり、排水はほぼ出ません。雨水は自然浸透とし、汚水、雑排水は該当ありません。

工事に当たっては、周辺住民に迷惑をかけないよう最大限注意いたします。

周辺農地への農業用排水施設、日照、通風等への影響はありません。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第6号について、11番、鳥海委員からお願いします。

鳥海委員 11番、鳥海です。

議案第6号について、現地確認について説明いたします。

詳細はただいま事務局説明のとおりです。

場所は5ページを御覧ください。

国道410号線の久留里馬来田バイパスの、ちょうどその字のところの交差点を左折して、農道をまっすぐ500メートルぐらい行ったところです。

5月27日に、申請人に連絡を取り、現地でお話を伺いました。農作業場に隣接していて、もみ殻の堆積場になっておりました。そこに埋立てはせず、整地のみで育苗ハウスを造ることでしたので、問題ないと判断いたしました。よろしくをお願いします。

議長 長 ただいま、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

10番、田丸三郎委員の入室を認めます。

(10番 田丸三郎委員 入室)

◎議案第7号ないし議案第10号

議長 長 日程第5、議案第7号ないし第10号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第8号につきましては、10番、田丸三郎委員が関係する事案が含まれておりますので、初めに議案第8号を除く、議案第7号及び議案第9号ないし第10号について審議いたします。

事務局より説明をお願いします。

永寫次長 議案第7号について御説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。

貞元地先の田1筆、面積2,161平米をリハビリ運動施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第1種農地相当となります。本来、第1種農地では転用は認められませんが、農地法施行規則第35条第5号、既存施設の拡張で拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものの転用を認めるものです。

譲受人が経営する介護老人保健施設の利用者を対象としたリハビリ運動施設で、歩行訓練

や筋力持久力向上訓練、日常生活動作訓練等を実施する計画であります。

敷地は整地のみで、造成は行いません。用水は該当なしで、排水は雨水排水のみで自然浸透とし、汚水、雑排水は該当ありません。重機の搬入の際には必要に応じて誘導員を配置いたします。施工後は土砂等が流出しないよう土留め板を歩道脇に設けます。

議案第9号ないし議案第10号について、同一事業のため一括して御説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

久留里地先の田4筆、面積8,974平方メートルのうち2,749平方メートルを物流倉庫に転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

衣類品の企画、商品開発、輸入、販売まで、自社物流で管理しており、事業規模が拡張していく中、現在の物流倉庫が手狭になったことから計画されました。敷地は山砂を購入して整地、造成を行います。上水道の引込みは行いません。排水は雨水のみで隣接に流出しないよう、西側にある市の排水施設にU字溝排水施設を設けて接続します。

工事中は土砂流出が隣接地にないように努めます。工事後は地元と密に連携をして、要望等は伺うように努めます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、

議案第7号について、2番、鮎川委員からお願いします。

鮎川委員 2番、鮎川です。

議案7号について説明します。

申請内容については事務局説明のとおりです。

申請場所は別冊6ページを御覧ください。

味楽囲さだもと店前の交差点が、ファミリーマートとJAの表記があるところになります。ここを図の満隆寺方向に進み、右折して400メートルほど行った右側が申請地になります。

5月30日に譲受人の理事長と現地確認を行いました。申請地は地目は田んぼですが、耕作は去年からされていないということでした。草刈り等はされており、管理された状態でした。譲受人は介護老人保健施設を経営しており、ここを遊歩道とリハビリ運動施設の設置場所にする計画だそうです。

保健施設に隣接しており、移動も少なくて済むので、活用しやすいと思いました。

特に問題ないと思われます。御審議よろしくお願ひします。

議 長 続ひまして、議案第9号ないし第10号について、12番、江澤委員からお願ひします。

江澤委員 12番、江澤です。

議案9号と10号について、現地調査の結果について説明いたします。

詳細につきましては事務局からの説明のとおりです。

5月25日、代理人と現地で説明を受けました。場所は別冊資料7ページにあります。国道410号線の久留里街道とある左側のJAの経済センターがありまして、その前の道路の反対側の田の4筆です。

譲受人は物流倉庫を造るためほかの土地をいろいろ探しましたが、国道沿いの土地がなかなか見つからず、今回の申請になりました。

特に問題はないと思ひますので、よろしく御審議をお願ひします。

議 長 ただいま、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願ひします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続ひまして、議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続ひまして、議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

次に、議案第8号について審議いたします。

この議案につきましては、10番、田丸三郎委員が関係する事案が含まれますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。

(10番 田丸三郎委員 退室)

議長 それでは、議案第8号について、事務局より説明をお願いします。

永島次長 議案第8号について御説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。

賀恵淵地先の田1筆、面積856平米のうち、499平方メートルを専用住宅へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第1種農地相当となります。第1種農地では、転用が認められませんが、農地法施行規則第33条第4号の住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに限り認められるものです。

譲受人と譲渡人は、親子関係で、譲受人の家族が増え、現在の住まいが手狭になったことから専用住宅を計画しております。

敷地は80センチほど埋立造成を行います。用水は市営水道を引き込み、汚水、雑排水は合併浄化槽により処理をし、市道側側溝に排水します。雨水は敷地内浸透ますへ接続します。

工事に当たっては、周辺住民に迷惑がかからないよう、最大限注意いたします。周辺農地の農用排水施設、日照、通風等への影響はありません。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第8号について、11番、鳥海委員からお願いします。

鳥海委員 11番、鳥海です。

第8号議案について、現地確認について説明いたします。

詳細はただいま事務局の説明のとおりです。

場所は5ページで、先ほどの6号議案と全く同じところです。

5月21日に、譲渡人に話を伺いました。6号議案と同じところで、もみ殻の堆積所になっておりました。その856平米のうち、約500平方メートルに埋立てをして専用住宅を建てることでした。埋立ての土砂等の分析の結果も出ており、許可も取ってありました。隣接する農地はほとんど譲渡人のもので、汚水、雑排水は合併式浄化槽で処理し排水するとのこ

とで、土地改良区の許可もありました。

譲渡人と譲受人は親子関係でもあり、何ら問題ないと判断いたしました。よろしくお願
いたします。

議 長 ただいま、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので採決をいたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたし
ます。

10番、田丸三郎委員の入室を認めます。

(10番 田丸三郎委員 入室)

◎議案第11号ないし議案第15号

議 長 日程第6、議案第11号ないし第15号 農地法第5条の規定による許可後の計画
変更についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永嶋次長 議案第11号ないし議案第15号について、同一事業のため一括して御説明いたし
ます。

議案書の5ページを御覧ください。

戸崎地先の田7筆、面積5,994平方メートルと、畑1筆、面積1,190平方メートル、合計面
積7,184平方メートルを、砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取用
地として、令和5年6月30日まで許可を得ていましたが、令和6年6月30日までの計画
変更申請がなされました。周辺農地に対する影響はこれまでに被害の報告もなく、問題ない
と思われま

以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。
す。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第16号

議長 日程第7、議案第16号 令和5年度第3次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

なお、議案第16号につきましては、2番、鮎川正幸委員、6番、宇野真弘委員、13番、

鈴木清委員が関係する事案が含まれますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いいたします。

(2番 鮎川正幸委員、6番 宇野真弘委員、13番 鈴木清委員 退室)

議長 それでは、経済環境部農政課より説明をお願いいたします。

経済環境部農政課企画調整係長 農政課の奥倉です。

議案第16号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定により、令和5年度第3次農用地利用集積計画の作成に当たり、農業委員会に御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書8ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、君津地区7件、12筆、1万9,286平方メートル、小糸地区4件、7筆、8,814平方メートル、合計11件、19筆、2万8,100平方メートルでございます。

次に、所有権移転ですが、小櫃地区、1件、4筆、4,281平方メートル、上総地区、1件、1筆、2,380平方メートル、合計、2件、5筆、6,661平方メートル、以上でございます。

個別案件につきましては、9ページから15ページの記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では、令和5年4月1日の施行日より前の、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第16号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら、挙手願います。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第16号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

2番、鮎川正幸委員、6番、宇野真弘委員、13番、鈴木清委員の入室を認めます。

(2番 鮎川正幸委員、6番 宇野真弘委員、13番 鈴木清委員 入室)

◎議案第17号

議長 日程第8、議案第17号 令和5年度 農用地利用集積等促進計画案（令和5年6月）についてを議題といたします。

それでは、経済環境部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 議案第17号について御説明いたします。

このたび、農地中間管理機構から市に対し、農用地利用集積等促進計画の案を作成し、提出するよう求めがありましたので、市で作成しました令和5年度農用地利用集積等促進計画案、令和5年6月分について農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により、農業委員会の御意見をお伺いするものでございます。

お手元の議案書17ページを御覧ください。

今回の促進計画案の件数及び面積につきましては、君津地区1件、田8筆、1万1,920平方メートル、以上でございます。

個別案件につきましては、18ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積等促進計画でございますが、市では農地中間管理事業の促進に関する法律、第18条第5項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第17号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら挙手をお願いします。

（発言する者なし）

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第17号について、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

◎報告第1号ないし報告第16号

議長 日程第9、報告第1号ないし第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第7号ないし第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第9号ないし第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、これは事務局長専決により、書類を受理いたしました。

ただいまの、報告第1号ないし報告第12号について、質問、意見等がございましたら、お願いします。

（発言する者なし）

議 長 質問、意見等がないようでございますので、報告第1号ないし報告第12号を終わります。

◎閉 会

議 長 これをもちまして、令和5年第6回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和5年第7回農業委員会総会は、令和5年7月5日水曜日、6階災害対策室にて開催の予定ですので、よろしくお願いをいたします。

(午後2時42分)